（№　B/L-2019-003）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2020年　2月　14日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名 | 反映対象バージョン： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | CI-NET標準ビジネスプロトコル | Ver. | 2 | . | 0 |  |  |
| 部 署 名　LiteS規約WG | CI-NET LiteS実装規約 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 担当者名 | 事務局処理記入欄 |
| 連 絡 先　TEL: FAX: |
| 件　　名　前回迄累積消費税額計、今回迄累積消費税額計、消費税額(調整前)、消費税額調整額の新設 |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】CI-NET LiteS実装規約ver2.1までの出来高金額、請求金額算定方法では、消費税額が切り捨てのため、契約時消費税額より出来高請求の累積消費税額が小さくなる場合がある。そのため、出来高請求の完成払い時に、契約時消費税額と出来高請求の累積消費税額の調整ができるようデータ項目の新設が要望された。上記より、以下のデータ項目について、新設することを要求する。 (1) 改訂対象・[13931392]前回迄累積消費税額計・[13941393]今回迄累積消費税額計・[13951394]消費税額(調整前)・[13961395]消費税額調整額(2) 改訂内容以下のとおり変更する。＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.7 P377＞

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　（記載なし） |
| 変更後 | ＜本文＞

|  |
| --- |
| [1393] 前回迄累積消費税額計　端数調整用消費税額の加算　の算定に用いる消費税額。出来高金額、請求金額算定方式毎に以下のとおりセットする。* [1393]前回迄累積消費税額計　は　前回出来高査定、請求時の[1394]今回迄累積消費税額計の確定値に等しくなければならない。

【A、B方式】（前回出来高査定、請求時の[1103]今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 × 0.01）※小数点以下切り捨て【C、D方式】前回出来高査定、請求時の[1160]税込今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 ÷ ( 100 ＋ [1004]消費税率 ） ※小数点以下切り捨て |

|  |
| --- |
| [1394] 今回迄累積消費税額計　端数調整用消費税額の加算　の算定に用いる消費税額。[1393] 前回迄累積消費税額計＋ [1096]消費税額をセットする。　※C方式では利用しない |

|  |
| --- |
| [1395] 消費税額(調整前)　今回出来高査定、請求時の消費税額。出来高金額、請求金額算定方式毎に以下のとおりセットする。　※C方式では利用しない【A、B方式】（前回出来高査定、請求時の[1103]今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 × 0.01）※小数点以下切り捨て【D方式】前回出来高査定、請求時の[1160]税込今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 ÷ ( 100 ＋ [1004]消費税率 ） ※小数点以下切り捨て |

|  |
| --- |
| [1396] 消費税額調整額　契約時消費税額と出来高請求の累積消費税額を合わせるために用いる消費税の調整額。[1098]契約金額消費税額 - （[1393]前回迄累積消費税額計＋[1395] 消費税額(調整前)）をセットする。　※C方式では利用しない　※完成払い時以外は、0円固定とする。つまり、[1096]＝[1396]となる |

 |

 |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】2023年 10 月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が開始する。そのため、請求書様式の見直しが求められた。請求書様式の見直しに関連して、出来高金額、請求金額算定方法の精査を行った。現在の出来高金額、請求金額算定方法では、消費税額が切り捨てのため、契約時消費税額より出来高請求の累積消費税額が小さくなっている。出来高請求の完成払い時に、契約時消費税額と出来高請求の累積消費税額の調整ができるようデータ項目の新設が要望された。【既存ユーザ等への影響】データ項目の新設となるため、発注者と受注者間の合意により利用の要否を取り決めることが可能である。また、システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　B/L-2019-003）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2019年8月20日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）前回迄累積消費税額計、今回迄累積消費税額計、消費税額(調整前)、消費税額調整額の新設 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ | 類似項目に、「法人番号・事業所コード」があるが、類似項目との違いは明確である。 |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | インボイス制度への対応が必要な場合には、制度施行に合わせて改修する必要があり、即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜承認＞　※2019年度標準委員会第3回（2020/2/14)にて決定下記対応をすることで、承認とされた。合意精算に係る関連データ項目(P24、25、27)に誤記があるため、修正する。新しい算定方式で問題ないことを各社に確認する。A方式：安藤・間、東急建設、徳倉建設、西松建設、前田建設工業B方式：大林組、清水建設、熊谷組C方式：竹中工務店D方式：鹿島建設、フジタ、戸田建設、五洋建設、奥村組、日鉄環境D方式（小数点以下四捨五入）は許容するが調査する。[1314]請求完了区分　コード：8、打切（最終回）　の新設に関するCRが承認されているか確認する。（2020/02/18　CR未作成により、LiteS規約WGに提示する。） |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |